

スクールバス利用の手引き



スクールバスが初めて走った日

暗がりから目を覚まし、活気を帯び始めた朝のハムダンスストリートに、一台の白いバスが走って来ました。待ちに待った日本人学校のスクールバスなのです。

親も子もわくわくした気持ちを押しさえない訳には行きませんでした。

「わあ来た。」

という子供達の喜びの声。

ついにスクールバスが実現したのです。

このアブダビの街を、私達のスクールバスが走るのです。思えば、異国の地、アブダビにおいて日本人学校の存在、それだけでも感謝すべき事実でした。

今、ここにスクールバスを目のあたりにして、目頭のあつくなるのを覚えると同時に、日本人学校の躍動する力を垣間見る思いがしました。

PTA広報

「みなれっ」第4号より

抜粋

「基本的な考え方」のなかにも、これまでのスクールバスの歴史を述べていますが、私たちが忘れてならないのはこのような原点ではないでしょうか。

アブダビ日本人学校バス運営会

I スクールバス運行についての基本的な考え

1 はじめに

アブダビ日本人学校は、1978年(昭和53年)4月15日開校しました。その後2年近くの間、園児・児童生徒の通学は保護者の送り迎えでなされていました。

しかし、学校が住宅地から遠い、適当な交通手段が他になく送り迎えが大変であるなどの当地の事情からスクールバス運行の要望が保護者の間から出されました。さらにはスクールバスが学校行事等に果たす役割の重要性から学校運営理事会がスクールバスを購入し、ドライバーを採用し自校所有のスクールバスによる運行が1980年(昭和55年)2月9日から始められました。

その後、諸事情により、レンタカー会社に運行を委託した時期もありました。

しかし、保護者の強い要望により、1998年(平成10年)6月から、学校運営理事会が2台のバスを所有し、現在に至っています。

2 基本理念

本校には前記のような日本国とは異なる社会的背景があることを考慮し、園児・児童生徒の登園・登下校に役立て、ひいては学校教育活動や運営が

円滑に行われることを目的としてスクールバスを運行しています。しかしながら、園児・児童生徒の通学は、本来各家庭の責任においてなされるべきものです。その点を理解していただき、ご協力をお願いします。

3 運営組織等

利用者が組織する「アブダビ日本人学校バス運営会」(以下「運営会」)が、学校運営理事会と幼稚園・学校の協力のもとにスクールバスを運営しています。ドライバーへの服務指導管理は学校運営理事会と、その委託を受けた幼稚園・学校が行っています。会計は、学校運営理事会が担当し、スクールバス料金の徴収業務や日常の運行にかかわる事務・ドライバーへの指示等は、幼稚園・学校が担っています。

4 スクールバスの運行

スクールバスは、下記のために運行します。

- (1) 園児・児童生徒の通園・通学
- (2) 教育活動のための園児・児童生徒及び引率教員の輸送
- (3) その他、バス運営会が許可したこと

II スクールバス利用者が守ること

1 スクールバスの運行範囲及び路線

運営会は2台のバスを所有して、北はコーニッシュから南は13番まで。東西はアブダビ島内のエリアを東と西の2地域に分けて運行しています。



2 バスの時刻表やルート等のお知らせ

ピックアップの時刻・下車時刻・バスルート等については、適時お知らせ致しています。

なお、諸事情によって変更することがあります。ご注意お願いいたします。

学校では、年度始めや学期始めの始業式前日までは、時刻表等をE-mailで連絡させていただきます。もし、届いていない場合には、学校までご連絡ください。

3 バスのポイント（乗降場所）

バスのポイントとピックアップの時刻は、交通事情等を考慮しながら、保護者と相談の上、幼稚園又は学校からあらかじめ指定させていただきます。指定されたポイント以外での乗降は、原則ご遠慮ください。

- (1) 登園登校バスの下車ポイント及び降園下となります。
- (2) 家庭のご都合等で、決められたポイント以外での乗降はご遠慮ください。
- (3) 乗降場所の変更について、直接ドライバーと交渉することは、ご遠慮ください。

また、現在交通事情等により、比較的広い道路に設置されているタクシーやバス乗り場での乗降をお願いしています。



4 スクールバスの添乗及び保護者の見送りと出迎え

(1) 添乗・保護者の出迎え等（幼稚園）

幼稚園の登園降園の際には、幼稚園職員が添乗します。保護者（又は、保護者に準じて責任が持てる方）はお子様の見送りとお出迎えのために必ずバスポイントまで来てください。保護者が不在の場合には、園児の下車を取りやめます。

なお、保護者以外の方が出迎えをする場合には、危機管理上の理由から、その方を事前にドライバーや添乗者に直接確認させる必要があります。あらかじめ園に相談してください。

(2) 保護者の見送りとお出迎え（学校）

小学部5年生以下の保護者（又は保護者様に準じて責任を持てる方）は、児童生徒の見送りとお出迎えのために、必ずバスポイントまで来てください。保護者が不在の場合には、児童の下車を取りやめます。

小学部6年生以上の場合、保護者の出迎えがなくても下車させますが、事故等の責任は負いません。

そこで、見送りとお出迎えは、危機管理上、できる限りお願いします。

なお、保護者以外の方が出迎えをする場合には、危機管理上の理由から、その方を事前にドライバー等に直接確認させる必要があります。あらかじめ学校に相談してください。

(3) その他

バスを利用する園児・児童生徒が特別な教育的支援を要する場合、又は注意事項等を遵守できない場合は、ご利用をお断りすることがあります。

※「誓約書」の利用禁止の事項に相当した場合には、事故送迎に切り替えていただく等の措置をとります。

5 登校バスについて

ピックアップ時刻の5分前には所定のポイントに出て乗り遅れないようにバスを待ってください。バスは定刻になれば次のポイントに向かいます。保護者は、園児・児童生徒の安全確保のためにバスポイントまで同伴してください。

また、緊急時の連絡のために携帯電話をご持参ください。



6 欠席の場合

(1) 欠席の連絡（幼稚園）

欠席の連絡は、必ず保護者様が添乗者にその旨を直接又は電話で連絡してください。

あらかじめ欠席の日が分かっているときには、できるだけ早めに幼稚園にご連絡ください。

保護者の休暇等で欠席する場合も同様です。

(2) 欠席の連絡（学校）

欠席の連絡は、必ず保護者がピックアップポイントに立ち、ドライバーにその旨をお伝えください。

なお、この連絡は、ドライバーが円滑及び安全に運行するためです。学校への欠席の連絡は別途



お願いします。つまり、欠席の連絡は、ドライバーと学校の2カ所をお願いします。

あらかじめ欠席の日が分かっているときには、できるだけ早めに学級担任にご連絡ください。連絡を受けた学級担任がバス担当者に連絡します。

保護者の休暇等で欠席する場合も同様です。

7 乗り遅れについて

登校バスに乗り遅れた場合、保護者が責任を持って登校させて下さい。最後のポイント等で乗車させても構いませんが、定められたポイント以外でバスを止めることはできません。

8 時刻が過ぎてもバスが来ない場合

(1) 幼稚園

予定時刻と5分程度早くなったり遅くなったりした場合は、その都度添乗者がご家庭に連絡します。それに従って、乗降場所に来てください。

(2) 学校

スケジュール表の前後に電話して、前後ともにバスが来ていたらピックアップ漏れと判断し、学校に連絡のうえ、保護者が責任をもって登校させて下さい。前のポイントにもバスが来ていない場合は、トラブルが発生したと判断し、学校からの連絡を待って下さい。(お子様はしばらくピックアップポイントで待たせてください。) 代わりのバスがすぐ手配できるようであれば、そのままピックアップし登校しますが、時間がかかるようであれば、ご家庭に連絡します。

9 バスの発車が遅れた場合

時刻表通り運行できるよう、幼稚園・学校からの発車時刻が定時に行われるよう努めていますが、諸事情により遅れることがあります。発車時刻が、幼稚園では5分以上、学校では10分以上遅れた場合には、ご家庭にその旨を連絡させていただきます。

幼稚園や学校から連絡がなくてもバスが遅れることはあります。その時には、[7 時刻が過ぎてもバスが来ない場合]に従って行動してください。

10 万一事故が生じた場合

ドライバーは幼稚園又は学校に速やかに連絡します。学校は運営理事会と連絡をとりながら必要に応じ代替バス並びにドライバーを手配し、現場に派遣します。学校は必要があれば直ちに現場に向かい、園児・児童生徒に適切な指示を与えます。保護者への連絡が必要と判断されたら、連絡網等で流します。また万一保護者の方が事故を目撃された場合は、学校等に連絡をとり、現場に必要な処置を取って下さい。

11 保険について

スクールバスの事故に関する保険は、学校運営理事会が契約している車両及び乗客保険と日本人学校園児・児童生徒傷害保険の2種類があります。前者は UAE 法に基づくものです。後者は、幼稚園及び学校の予算で全園児・児童生徒が加入しています。

12 乗車のマナーについて

学校では、「バスの約束」を使って、児童生徒にバスの中での約束やマナーを指導しております。

また、児童生徒は、ルートごとに集まり、乗車のマナーを自主的に高めていけるよう話し合いの会(バス会)を開いています。

各家庭でもきちんとしたマナーが身につくようおりにふれご指導下さい。

IV スクールバス料金表

園児・児童生徒の通園・通学 のためのバス利用料 ※その月に一日でも利用した場合は、一ヶ月分の料金(月額315Dhs)を徴収する。	(年額) 3,780Dhs / 1人 (月額) 315Dhs / 1人
運営会が認めた者の利用	無 料
幼稚園・学校がスクールバスの運営に関わってバスを運行する場合	無 料

目的外の使用	1回あたりの料金
幼稚園・学校の教育活動 ※引率者等は無料	10 Dhs / 1人
日本人会スポーツ教室	50 Dhs / 1台
運営規則第36条(4)	50 Dhs / 1台

① バス料金は細則に規定されています。

② 保護者は細則により規定された方法により支払いをお願いします。

※なお、上記の料金は、バス運営会の総会の決議を受けて、改定されます。

1990年（平成 2年）4月 1日 編集
1997年（平成 9年）2月 20日 改正
1998年（平成 10年）2月 18日 改正
1998年（平成 10年）5月 6日 改正
1998年（平成 10年）6月 27日 改正
2005年（平成 17年）9月 4日 改正
2011年（平成 23年）3月 15日 改正
2012年（平成 24年）2月 1日 改正
2013年（平成 25年）3月 5日 改正
2014年（平成 26年）7月 2日 作成